

平成26年1月27日
水管理・国土保全局河川環境課

高梁川水系小田川付替事業に係る 環境影響評価書に対する 国土交通大臣意見の提出について

国土交通省は、高梁川水系小田川付替事業に係る環境影響評価書について、環境影響評価法第24条の規定に基づき、事業者である中国地方整備局に対して別紙に示した国土交通大臣意見を提出しました。

※環境影響評価法第24条には、『「当該事業の実施に関する事務を所掌する主務の大臣」は事業者から評価書の送付を受けたときは、必要に応じ政令で定める期間内に、事業者に対し評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときはこれを勘案しなければならない』旨、規定されています。

なお、「主務の大臣」は国土交通大臣であり、「事業者」は中国地方整備局長です。また、「政令で定める期間内」は平成26年1月25日までとなっています。

問い合わせ先：

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

企画専門官 森久保 司(内線35-442)

河川環境保全係長 櫻野 誠 (内線35-444)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8447

FAX 03-5253-1603

I. 送付された環境影響評価書についての国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

1. 本事業については、付替え後の河道は現況の小田川に類似した河川環境になることが予測されることから、小田川に生息している在来のタナゴ類や柳井原貯水池に生育している在来のアサザ等の生息・生育環境を考慮する等の環境影響の低減に向けた取組が見られるところであるが、事業の実施にあたっては、環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れるよう、より一層の環境影響の低減に努めること。
2. 環境保全措置等の実施にあたっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮すること。
3. 今後、事業実施に伴い必要となる環境に関する調査及び対策等については、内容及び費用を公表すること。

II. 環境大臣意見を勧告した国土交通大臣意見は、以下のとおりである。

1. 改変・造成がなされる河川区間における環境配慮について
河川の自然環境の再生を図るため、改変・造成がなされる河川区間の河岸形状等の詳細な設計、構造の決定及び施工を行うに当たっては、水生生物の生息や河川の動植物に配慮すること。
2. 在来のタナゴ類の生息環境の保全について
本事業により在来のタナゴ類の生息に適さない環境となることが予測される区間においては、在来のタナゴ類の生息にとって良好な環境の再生を図ること。また、水位及び流速が変化する区間において、生息・生育環境の状況の監視を行い、その結果、生息・生息環境に悪影響が生じている又は生じるおそれがある場合には、適切な環境保全措置を講じること。
3. 小田川付替え河道の水位等の予測・評価について
詳細な設計、構造等の決定及び施工の検討に当たっては、検討の実施と併せて、必要に応じて、当該区間及びその上下流の水位等の予測・評価を行い、適切な環境保全措置を講じること。
4. 小田川付替え河道の多自然川づくりについて
多自然川づくりの検討を行うに当たっては、順応的管理を通じて、小田川の在来水生生物の生息環境が確保され、多様な生物群集が形成されるよう、魚類等の上下流への移動確保や外来種対策を行うこと。
5. 小田川付替え河道における有害物質の監視について
柳井原貯水池の底質からは、鉛及び砒素が確認されていることから、小田川付替え河道の区間においても、鉛や砒素等の有害物質を対象とした水質監視を行うとともに、影響が認められる場合には、適切な環境保全措置を講じること。

以上。